# 地域づくりの主体となるDMOの新たな取組 への支援について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、国土交通省

京都府では、これまで持続可能な地域づくりのため、DMOを通じ、 観光を入口に、インバウンドをはじめとした観光消費額の増加など地 域経済の活性化に取り組み、一定の成果を上げてきた。

観光客のリピーター確保を進める中、コロナ禍においては、国内他地域からの中長期的滞在、さらには移住・定住へ繋げることが地域振興には重要であり、農泊による農村活性化、空家活用によるコワーキングスペース創出、アーティストインレジデンスによる地域との交流拡大など、農林水産業、商工業、文化、環境、移住・定住などへの取組拡大も市町村から求められている。

そのため、DMOは、幅広い分野で新たな役割を果たす、まちづくりを支援する中核的な組織として生まれ変わることとしている。

ついては、<u>このようなDMOの新たな展開は、全国的にも事例が極め</u> て少なくモデル性が高いため、地方創生推進交付金(先駆タイプ)で 採択いただきたい。

また、このような**先駆的な取組を行うDMOに対して、重点支援DMOと 同等の支援**をお願いしたい。

#### 【現状・課題等】

## ■「もうひとつの京都」の取組

海、森、お茶など地域を代表するテーマのもと、「京都」のブランド力を活かして 地域自らが魅力を再発見し、磨きをかけることで地域創生を図る。エリア毎に、 構想策定・戦略拠点整備・DMO設立を通じ、観光地域づくりに取り組んでいる。

- ■「もうひとつの京都」の展開で確実に観光消費額は増加してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、地方創生1期目の最終年度において目標達成が困難になっており、引き続き観光地域づくりの取組も必要
- ■京都府では、DMOが観光地域づくりだけでなく地域づくりの中核的な役割を果たすべく、DMOを地域振興部局が所管(47 都道府県中2府県のみ)しており、令和3年度からは本格的にまちづくり法人として始動予定(DMOの定款変更など所要の改正も検討)
- ■都道府県レベルでは唯一の移住促進条例を定めており、地域の移住の促進による活性化のため、DMOが重要な役割を果たしていくこととなる。

京都府の担当課

政策企画部 企画参事(075-414-4527) 商工労働観光部 観光室(075-414-4854)

# 【国の事業等】

## ■概算要求〔内閣府〕

▶ 地方創生推進交付金 1,000 億円(令和2年度予算1,000億円)

## ■まち・ひと・しごと創生基本方針 2020 (令和2年7月 17 日閣議決定)

観光地域づくり法人(DMO)、地域商社、エリアマネジメント団体、小さな拠点の運営組織などの民間組織との連携・協働を進めてきた。今後も、地方公共団体だけでなく、これらの組織が、例えば、地域の教育を支える、地域の医療を支える、地域の物流に協力する、地域の移動手段を助ける等、仕事や暮らしの様々な局面において、様々な形で、既存の社会インフラや事業インフラを支えることが考えられる。このような活動を担う社会的事業主体(ソーシャルベンチャー)は、地方公共団体の政策課題を迅速に解決する、重要なパートナーである。さらに、地域を越えた連携を促し、その活動を支える中間支援組織を育成していくことも重要である。

## ■重点支援DMO〔観光庁〕

- ▶ POSTコロナのインバウンド誘客など観光地域振興に積極的に取り組む先駆的な DMOであって、意欲とポテンシャルがあり、地域の観光資源の磨き上げや受入環境の整備等の着地整備を最優先に取り組むDMOを選定し、重点的に支援
- ▶ 重点支援DMOには、観光庁、地方運輸局等職員の現地派遣を通じて、観光庁補助 事業による事業支援や地域のニーズに応じた情報提供など多面的に支援
- ▶ 令和2年度選定DMO:32 法人(令和2年8月) うち府内のDMO:京都市観光協会(京都市DMO)、京都府北部地域連携都市圏振興 社(海の京都DMO)、京都山城地域振興社(お茶の京都DMO)

#### 【京都府の取組】

# ■地域づくりの核としてのDMOの新たな取組

- ・観光から交流、更には中長期滞在の方にとっても魅力となり、地域が選ばれるための地域資源の磨き上げ
- ・地域資源(空家、空地、商店街、伝統産業、文化)を利活用し、交流の促進や関係人口の創出
- ・地域づくりを支える人材や地域活性化のキーパーソンの育成、交流拠点整備